

平成 25 年 (ワ) 第 5815 号
地位 確認 等 請求 事件
原告 吉 井 康 雄
被告 学校法人 大阪経済大学 外 2 名

平成 26 年 3 月 6 日

準備書面 (3)

大阪地方裁判所 第 5 民事部 4 係 御中

上記被告ら 3 名訴訟代理人

弁護士 寺 内 則 雄



頭書事件について、原告準備書面 (2) に対する認否・反論に関し、以下のとおり弁論を準備する。

記

第 1 特任教員任用手続が形式的であったと言う主張に対する反論は、既に被告の答弁書、準備書面 (1), 同 (2) において行っているので再説しないが、被告井形及び池島が形式的審査によって推薦委員会の推薦及び教授会の選考を通過してしまうと考えたとある点、申請自体を握りつぶしたとある点は、いずれも揣摩憶測にすぎない。

甲氏が渡辺大介教授、乙氏が加藤国雄教授であることは不知で、丙氏が中尾美喜夫教授であることは認め、同氏が形式的審査で任用されたとある点、原告が任用規定に則った手続をしたとする点はいずれも争う。

第 2 被告らが原告の特任教員任用申請を不当に妨げたという主張に対する反論も既に行っているため再説しないが、原告は必要書類を提出し特任教員任用を申請したと主張するが、必要書類である「授業担当計画」について、カリキュ

ラム検討委員会で不要または優先度が低いとの判断がなされたため、被告井形は、原告に対し、カリキュラム委員会の意見について、相当な時間をかけて説明し再考を求めた。しかし、原告は自ら作成した授業計画に頑なにこだわり、「落ちるんやったら落ちたらええやんか。」と、これに従わなかったことにより、申請時に添付すべき書類が満たされていない（不備）ことが客観的に明白であるため、推薦委員会でそもそも受理されておらず、推薦の是非を論ずること自体失当であることは既に述べたとおりである。つまり、申請に当たって学部長である被告井形は原告と授業担当計画について協議した上で推薦委員会に提出するものとされているところ（特任教員任用規程第9条③）、協議が整わず申請手続上提出されていないということである（但し、学部長と合意のとれていない原告作成の「授業担当計画」をもって推薦委員会の委員長である徳永学長に受理についての協議をしたことは準備書面（1）2頁「2」で既述のとおりである）。徳永学長は推薦委員会の委員長であり、申請に当たり書類（「授業担当計画」）が整わず、提出もできない以上、審査もできない。それ故、「受理」できないと決定したことに何ら法的に問題のないことは明らかである。推薦委員会は合議体であっても、申請について形式要件（書類の提出）が備わっているか否かを委員長が審査できることは言うまでもない。原告は、カリキュラム検討委員会は特任教員任用手続において何ら権限を有しないと主張するが、特任教員は教育、研究水準の向上のため特に必要があると認められるとき採用されるものであることからして、「担当授業計画」の検討は必須の要件である。カリキュラム委員会は、新卒採用者を含めて全ての授業担当計画を立て教授会に提案する役割を担っているから、学部長が作成者となるべき特任教員希望者の授業計画について意見を述べることは教学組織として極めて自然なことである。したがって、特任教員の採用にあたって、その3年間の授業計画の妥当性を判断する上で密接に関係するものであることは明らかであることからして、原告の主張は失当である。

また、原告は、「書類の不備」はないと主張するが、前記のとおり「授業計画書」が満たされていない以上「書類の不備」は明白で、推薦委員会は受理しておらず、教授会で判断される以前の問題として申請そのものがなかったことになる。

原告は、甲7は平成24年度の担当科目とほぼ同内容であることを強調しているが、問題は学部として平成25年度以降の授業をいかに策定するかということであって、原告の過年度の実績が即授業計画と結びつくものではないことを看過しており失当である。平成24年11月16日の教授会において被告井形学部長は「しどろもどろになりながら質問に対して正面から答えず、まともな回答を避けた。」とあるが、事実と反する。前記のように被告井形は原告に対し「授業担当計画」について再考を促したにも拘わらず、カリキュラム委員会の指摘に対し聞く耳を持たず、同人がこれを拒否し、自分が作成した「授業計画」に固執したため推薦委員会での申請自体が受理されなかった訳である。したがって、山田准教授の[所定の手続き（特任教員推薦委員会の推薦等）を経て教授会に戻ってくるはずであるにもかかわらず、「学部で止まるというのが手続きの進め方として」「どうなるのか」との質問は、受理されたという前提を欠いたもので、被告井形は乙20にあるように質問に明確に回答している。

なお、同日の教授会では、原告の申請が不受理になったとの報告に対し全く異議がでなかった。このことは推薦委員会で仮に受理されていたとしても、教授会において原告が特任教員の候補者になっていた可能性はほとんどなかったことが逆に裏付けられることを補足しておきたい。

第3 原告が特任教員任用基準を満たしていたという主張に対する反論も既に準備書面(1)3頁以降において行っているところであるが、更に若干コメントしておくとして以下のとおりとなる。

原告は特任教員任用後も「採用科目」に限定されないというのは、特任教員制度を誤解した独自の见解に過ぎない。被告らは原告の著書が任用規程で要求された著書でないと躍起になっている訳ではない。また、1部担当科目の授業をこなしていたのであるから、2部の科目を担当する必要はないかの如く主張するが、2部を本人の意思で外れたことや2009年9月の教授会での担当コマ数についての申し合わせ事項（専任教員は1週につき5～8コマ以上担当しなければならない）に照らすと、これらは「授業の担当及び実績状況」として重要な事実である。原告は、2部科目担当に関し、被告井形の論難が特任教員任用申請を握りつぶすための口実にすぎないと主張するが、原告の専任教員時代の2部科目のいきさつは過去5年間の「授業の担当及び実績」として看過で

きない重要な事実である。なお、原告の2部の担当について正当な評価がなされるべきであることを強調するが、過去の原告の授業の担当の姿勢が前述のように就業規則上の最低限のコマ数をこなせば充分であるとの考えの持ち主が果たして、学部の授業料の編成に特任教員として協力的人物と評価しうるか疑問であると言わなければならない。また、「プアー」発言も名誉毀損該当性は措くとしても学部長に対するものとしては不適切なものであることは明白である。加えて、原告が甲14、同15で教授会中の録音記録を提出しているが、教授会の録音については、原告も出席している2004年5月21日の経営学部教授会において、「録音希望者は、出席者の了解を得て行う。」ことを確認している(乙21)。それにも拘わらず、平然と無断で録音を行っており、原告が本学教員としてふさわしい運営上の活動を行ってきたとは到底言えないことは明らかである。

第4 原告は平成24年度及び同23年度の学則の開示を求めているが、その理由が明らかでなく、現時点ではその必要性は認められない。

以上